

環水大管発第 2411291 号
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水環境保全担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
(公 印 省 略)

「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」の送付等について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）については、令和 5 年 7 月 31 日付け事務連絡にて周知したとおり、同年 7 月に取りまとめられた「PFAS に関する今後の対応の方向性（令和 5 年 7 月 31 日 PFAS に対する総合戦略検討専門家会議）」（以下「対応の方向性」という。）を踏まえ、都道府県市の御協力をいただきながら、各種の取組を進めているところです。

今般、対応の方向性を踏まえ、下記のとおり、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（令和 2 年 6 月）」（以下「対応の手引き」という。）の改定を行うとともに、公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）における PFOS 及び PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS 等」という。）の水質測定に関する留意点について整理を行いましたので通知します。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 対応の手引きの改定について

公共用水域等で PFOS 等が「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大管発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号）」（以下「通知」という。）に基づく指針値（暫定）を超えて検出された場合における対応に関する参考として、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」の送付について（令和 2 年 6 月 2 日付け環水大管発第 2006022 号・環水大土発第 2006024 号）により、対応の手引きを送付したところであるが、対応の方向性において、飲用ばく露防止を徹底すること、健康指標に関する既存統計を用いるなどして地域の健康状態を把握して情報発信すること、関係者による丁寧なリスクコミュニケーションを促進すること等の必要性

が示されていることを踏まえ、所要の改定を行ったため送付する。

貴都道府県市においては、必要に応じて対応の手引きを管内の衛生主管部局等の関係部局と共有いただくとともに、管内で PFOS 等が指針値（暫定）を超えて検出された場合の対応における参考として活用いただきたい。

2 公共用水域等における PFOS 等の水質測定について

公共用水域等における PFOS 等の水質測定については、通知により、地域の実情に応じ、関係機関等との連携を図りつつ効果的な実施をお願いしており、多くの都道府県市において既に取組を進めていただいているところである。

対応の方向性においては、継続的な環境モニタリングの実施により適切に検出状況の推移を把握し、その結果に応じ適切にリスク管理対策をとっていくことの重要性が示されていることから、貴都道府県市においては、以下の留意点も踏まえつつ、引き続き地域の実情に応じた水質測定の効果的な実施に遺漏なきようお願いしたい。

- ・「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果の報告等について（令和 6 年 4 月 8 日付け事務連絡）」の別添 1 において、PFOS 等の水質測定結果の報告等については、排出源となり得る施設が立地している地域や、過去に指針値（暫定）を超える値で PFOS 等が検出された地域などにおける調査の充実を検討いただくとともに、測定計画に基づかず、貴都道府県市が独自に行った測定結果についても、できる限り報告いただきたい旨を依頼していること。
- ・排出源となり得る施設については、対応の手引きの 1 ページにおいて、有機フッ素化合物の排出源となり得る施設を示していること。
- ・公共用水域等における PFOS 等の水質測定地点の選定に当たっては、飲用によるばく露の防止に資するため、特に水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定を充実させることが重要であると考えられることから、貴都道府県市において新たに PFOS 等の水質測定地点を選定される際には留意いただきたいこと。

【問い合わせ先】

（手引きについて（健康状態の把握を除く））

水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室

担当：清水、上津

TEL : 03-5521-8313

E-mail : PFAS_mizutaiki@env.go.jp

（健康状態の把握）

大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室

担当：市村（有機フッ素化合物対策室併任）

TEL : 03-5521-8262